

平成29年度に実施する法科大学院評価基準要綱の改定案に関する意見に対する考え方

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
1	基準9-1-2	以下2点について確認をさせていただきたく存じます。なお、改定案における評価基準要綱では、左記項目に係る解釈指針が示されていないため、指針があらかじめ明確に示されていることが望まれます。 ・「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修……の機会を設けること」については、文部科学省高等教育局長からの通知文(27文科高第1186号)における留意事項3に照らし、大学が全学的に実施する研修や関連団体等が実施する研修に、法科大学院の運営に携わる教職員が参加する機会を与えられていることで足りると解してよろしいでしょうか。 ・また、研修の内容・形態については、上記通知文の留意事項3に照らし、各大学の特性や実態を踏まえ、例えば、内容については、全学的に大学を取り巻く諸課題に対応するために計画される取組を内容としたり、また、形態については、e-learningなど研修教材に対し受講者がアクセスして行う形態とすることなども認められると解してよろしいでしょうか。	【対応】 次のとおり解釈指針を新設する。 解釈指針9-1-2-1 「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修」を行うに当たって配慮すべき事項として、例えば次の各号に掲げるものが考えられる。 (1) 個々の教職員すべてに対して一律に研修の機会を設けることを義務付ける趣旨ではなく、実施する研修の具体的な対象や内容、形態等については、当該法科大学院において、その特性や実態を踏まえ、各教職員のキャリアパスも見据えつつ、計画的・組織的に判断されるべきこと。 (2) 当該法科大学院による独自の研修その他の取組の実施を義務付ける趣旨ではなく、当該法科大学院を置く大学が全学的に実施する研修その他の取組をもって法科大学院の研修その他の取組に代えることを妨げるものではない。 (3) 当該法科大学院や当該大学以外の関連団体等が実施する研修その他の取組に教職員が参加する機会を設けること。

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			【理由】 意見の趣旨を踏まえ、当該法科大学院独自の取組を義務付ける趣旨ではないこと、すべての教職員に対して一律に研修の機会を設けることを義務付けることではないこと、実施内容や形態は各法科大学院において多様な内容及び方法が考えられることから、特性や実態を踏まえ、各法科大学院が適切に判断して実施すべきことであることなどを補足するため、解釈指針を新たに設けた。
2	基準 9－1－2	「教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5－1－1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組を行っていること。」について、具体例をあげるなどして趣旨を明確にしていきたい。	【対応】 No. 1 のとおり、解釈指針を新設する 具体例の例示は、以下のとおり、Q & A に明示する。 Q 基準 9－1－2 において、「法科大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、教職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修（基準 5－1－1 に規定する研修に該当するものを除く。）の機会を設けることその他必要な取組」とあるが、具体的にはどのような事例を想定しているのか。 A 必ずしも、法科大学院における教育及び研究その他の業務に直結した内容に限られるわけではありません。 研修の具体例として、法科大学院を置く大学が独自に実施する職位・階層別研修、意識啓発研修などが考えられます。 このほか、国立大学協会が実施する大学マネジメント

No.	基準・解釈指針等	意見	機構の考え方
			トセミナーや、公立大学協会が実施する公立大学職員セミナー等、外部の団体が実施する研修に参加する機会を設けることが考えられます。 とりわけ、教員の場合は、教育の内容・方法等の改善を図るための研修及び研究は、基準５－１－１で規定されていることから、基準９－１－２においては、主に管理運営に携わる者に対する研修を実施することやそのような研修に参加することが考えられます。 【理由】 具体例を解釈指針に例示すると、各法科大学院の取組が例示の取組に限定されるおそれがあることから、柔軟な対応を可能とするため、Ｑ＆Ａに具体例を示すこととした。
3	基準 9－１－２	９－１－２の改定案では、教職員に求められる研修の機会や取組の内容がやや明確性を欠き、殊に教員に関しては、基準５－１－１に規定する研修以外にどのようなものが想定されているか、能力及び資質を向上させるための研修とはどのようなものなのか分かりづらく、具体的に内容をお示しいただきたい。	No. 2 の考え方のお通り。